

鳥取縣公報

訓令

鳥取縣訓令第三十號

地方事務所長

林産物検査施行手続を次のように定める。

昭和二十二年七月二十五日

鳥取縣知事 西尾愛治

林産物検査施行手続

第一條 鳥取縣木炭検査規則（以下木炭検査規則という）に定める木炭の検査、鳥取縣木材検査規則（以下木材検査規則という）に定める木材の検査はこの手続によつて行うものとする。

第二條 検査は申告者又はその代理人が立會しなれば行うことはできない。

第三條 林産物検査吏員（以下検査吏員という）は自己

昭和二十二年七月二十五日
第千八百二十九號

金曜日

特種郵便物認可

に利害關係のある木炭の検査又は木材の検査を行うことはできない。

第四條 検査吏員が前條の規定により又は疾病その他やむを得ない事故のため検査を行うことのできないときは、直ちに地方事務所長に届け出てその指示を受けなければならぬ。但し急を要する場合は最寄の検査吏員に検査を依頼してその旨直ちに地方事務所長に届け出でなければならぬ。

前項の依頼を受けた検査吏員は、その行つた検査の成績を検査地に屬する検査簿に記載するものとする。

第五條 地方事務所長が木炭検査規則第一條第二號の許可申請書を受理したときは検査吏員をして事情を調査させ意見を具して知事に進達しなければならぬ。

第六條 検査吏員が木炭検査規則第七條又は木材検査規則第七條の規定によつて木炭又は木材の受檢地變更

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）

昭和二十二年七月二十五日
第千八百二十九號

昭和四年四月十五日
（第三種郵便物認可）

書を受理したときはその事情を調査した上やむを得ないと思つたものに限り願書に承認印を押捺するものとする。但し縣外において検査を受けようとするものがあるときは、地方事務所長を經由して知事の指示を受けなければならない。

第七條 検査吏員が前條の承認をした場合はその旨輸送先の擔當検査吏員に通知しなければならない。

第八條 検査吏員は受検者と協議の上地方事務所長の承認を受けて検査場所、日割を定めて検査を行うことができる。

第九條 検査は木炭にあつては申告事項と現品を照査し荷票に記載した事項を調査した後俵裝、量目、撰別及び品質の順序によつてこれを行い、木材にあつては申告書と現品を照査し農林大臣の定むる規格規程によつてこれを行わなければならない。但し板類、挽割類は解束してこれを行うものとする。

第十條 検査吏員が検査を終つたときは、その結果を検査簿に記載しなければならない。

前項の外木材については、申告書に貼付した書簡に證明を押捺して翌月三日までに地方事務所長に提出し、申告者に對しては申告書と契印した検査済證を交付しなければならない。

地方事務所長は、検査吏員から前項の申告書を受理したときは毎月分を取纏めて翌月十日までに知事に提出しなければならない。

第十二條 木炭検査規則第十二條又は木材検査規則第十三條によつて検査を行つたときは、この旨検査簿に明記しなければならない。

第十二條 検査吏員は、木炭検査規則第十一條又は木材検査規則第十二條によつて検査を中止し又は行わなかつたときは、申告者又はその代理人にその理由を明示しなければならない。

前項の場合は更に期間を定めて再調整せしむることができる。

第十三條 検査吏員は木炭検査規則第十二條又は木材検査規則第十三條によつて再検査を行つた場合、前の検査

査が不適當と認めたときは稱呼、品等、その他を變更し再び検印しなければならない。

第十四條 検査吏員は、隨時木炭又は木材の運送業者及び販賣業者を臨檢してこれが指導に當らなければならない。

第十五條 検査吏員は、木炭検査規則第十五條によつて届け出を受けたときは、これを臨檢しなければならない。

第十六條 検査吏員は木炭検査規則第十七條又は木材検査規則第十八條によつて木炭、木材の保管、運搬の停止を命じ又は書類その他の物件の提示を要求したときは、直ちに地方事務所長に報告して指示を受けなければならない。

第十七條 検査吏員は木炭検査規則又は木材検査規則に違反した者を發見したときは證據を集め事情を具し直ちに地方事務所長に報告して指示を受けなければならない。

地方事務所長、前項の違反事件であつて、重要な

ものについては、知事の指示を受けて處理しなければならない。

検査吏員は、擔當區域内の違反事件であつて、處分の決定した場合は、その都度地方事務所長に報告しなければならない。

第十八條 林産物検査吏員は検査不要の林産物を點檢したときは、三日以内に地方事務所長に報告しなければならない。

第十九條 検査吏員は、毎月勤務報告を第一號様式によつて翌月三日までに地方事務所長に報告しなければならない。

第二十條 検査吏員は毎月三日までに前月分の検査成績を第二號様式によつて地方事務所長に報告しなければならない。

地方事務所長は、これを取纏め毎月六日までに知事に報告しなければならない。

第二十一條 地方事務所には、次の簿冊を備え付けなければならない。

第一號樣式

駐在所 林産物検査吏員
月分 検査報告 検査成績簿 月分 (昭和 年度)

炭種	種呼	數量	備考	町村		計
				炭種	種呼	
白	堅雜計					
炭黑	堅雜計					
炭松	炭松計					
粉	炭粉計					
格	炭格計					
外	炭外計					
合	計					

(第三號樣式)

月日	申告	件	量	日	候	月日	申告	件	量	日	候	日誌
	件	量	日	候	日	件	量	日	候	日	候	
	止	中	止	中	止	止	中	止	中	止	中	
	受	文	件	件	件	受	文	件	件	件	件	
	領	要	領	要	領	領	要	領	要	領	要	

注意
一、受發文書と件名を記入の上件数記入のこと
二、勤務上における要點を詳細に記入のこと
(第四號樣式)

以下同じ

(第五號樣式)

炭 材

検査日	炭種	種呼	數量	備考	検査者

検査日	炭種	種呼	數量	備考	検査者

検査日	炭種	種呼	數量	備考	検査者

第五號樣式

月分 検査簿

炭種	種呼	検査日		計
		日	月	
白	堅雜計			
炭黑	堅雜計			
炭松	炭松計			
粉	炭粉計			
格	炭格計			
外	炭外計			
合	計			

第六號樣式

備品臺帳

品名	年月日	受入	返納	現在	摘要

第七號様式

消耗品受拂簿

品名	月日	受入数量	拂出数量	現在数量	受給者又は送附先

告示

鳥取縣告示第三百十一號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により鳥取縣西伯郡熊村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

- 昭和二十二年七月二十五日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 昭和二十二年七月二十六日より 同 倉吉町
- 昭和二十二年七月三十一日まで 同

鳥取縣告示第三百十二號

昭和二十二年五月鳥取縣告示第九十七號の一部を次のように改める。

昭和二十二年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
別紙四荷受機關登録申請様式中「四、其他参考となる事項」を削除する。

鳥取縣告示第三百十三號

昭和二十二年四月農林省令第二十八號鮮魚介配給規則第十六條の規定により鳥取縣指定消費地域に鮮魚介を搬入する場所を次のように定め昭和二十二年七月二十二日からこれを適用する。

- 昭和二十二年七月二十五日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 鳥取縣指定消費地域 一 指定場所 鳥取市(賀露町を除く) 鳥取縣水産業會鳥取支所市場
- 米子市 同 米子同
- 倉吉町 同 倉吉同

鳥取縣告示第三百十四號

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百號生活保護法による保護等のため支出する費用の基準中次のように改め昭和二十二年七月一日からこれを適用する。

「第一」中(一)の居宅扶助の場合の二日額を次のように改める。

地域	世帯構成員	一人	二人	三人	四人	五人	六人以上一人を増す毎に左の額を加算す
鳥取市、米子市、倉吉町、境町	月額	九、四五〇	一六、一〇〇	一九、九〇〇	二三、七〇〇	二六、五〇〇	二、八〇〇
その他の町村	月額	八、一〇〇	一三、八〇〇	一七、一〇〇	二〇、四〇〇	二三、七〇〇	二、三〇〇

備考 括弧内は月額(三十日)計算を示す
別表の知事において許可し得る生活扶助費(一日額)基準額表を次のように改める。

鳥取市、米子市、倉吉町、境町	月額	九、九五〇	一六、九五〇	二〇、九五〇	二四、九五〇	二七、九五〇	二、九五〇
その他の町村	月額	八、五〇〇	一四、五〇〇	一七、九〇〇	二一、三〇〇	二四、七〇〇	二、五〇〇

備考 括弧内は月額(三十日)計算を示す

鳥取縣告示第三百十五號

狂犬病豫防のため昭和二十二年八月十一日から同十七日まで次の要領で野犬撲滅掃蕩週間を實施する。

昭和二十二年七月二十五日

昭和二十二年七月二十一日第一、一八八號
潮 吟 子
昭和二十二年七月二十一日第一、一八九號
金 田 滿 須 江
大正十三年十二月八日生
本籍地 神戸市長田區大塚町三丁目五
現住所及開業地 日野郡溝口町大字溝口六九二
昭和二十二年七月二十一日第一、一九〇號
藤 本 花 子
明治四十一年七月二十七日生
本籍地 岩美郡浦富町大字浦富二、八二一
現住所及開業地 同

昭和二十二年七月二十一日第一、一九二號
澤 田 俊 子
大正二年六月十日生
本籍地 長崎縣南松浦郡富江町大字職人郷一八〇
現住所及開業地 西伯郡蘆坂村大字住吉九八八
昭和二十二年七月二十一日第一、一九二號
本 間 トミエ
大正十年八月四日生

昭和二十二年七月二十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
一、組合の名稱 淀江町國民健康保險組合
二、事務所の所在地 鳥取縣西伯郡淀江町大字淀江
字五町田五百七番地
三、組合の地區 鳥取縣西伯郡淀江町
四、指定年月日 昭和二十二年七月十四日

鳥取縣告示第三百十八號
國民健康保險法第十三條第一項の規定により次のように指定した。
昭和二十二年七月二十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

可した。

昭和二十二年七月二十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

青果物加工並に販賣業者

- 番 號 氏名 住 所 業 態
- 四八六 高山茂市 米子市西町一三三 青果物並に加工品小賣業
- 四八七 橋本シズ 岩美郡浦富町大字浦富 同

鳥取縣告示第三百二十號

昭和二十二年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並に加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のように許可した。

昭和二十二年七月二十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

青果物小賣業許可者

- 番 號 氏 名 住 所 取扱品の種類
- 四八八 前田 貞子 米子市立町三丁目 蔬菜果實
- 四八九 田邊高右エ門 同 四丁目 同

- 四九〇 尾崎 治美 東伯郡倉吉町大字余戸谷 同
- 四九一 松井佳太郎 同 明治町 同
- 四九二 山本 明子、鳥取市湯所町 同
- 四九三 岡 田 浩 同 元魚町三丁目 同
- 四九四 岡田 政子 同 藪片原櫻土手 同
- 四九五 藤井ささ子 同 西町三六二 同

鳥取縣告示第三百二十一號

物價統制令第三條の規定によつて外食券指定食堂における外食券引換辨當の販賣價格の統制額を次のように指定する。

昭和二十二年七月二十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分 副 食 物 最高販賣價格
食 味噌汁、新香 四圓〇〇

食 魚及び野菜の煮付、新香 七〇〇

夕食 魚及び野菜の煮付、吸物、新香 九〇〇

一、本表の統制額は旅行者外食券一枚相當の内容量をもつとする主食のはかに右の表による副食物を供するものとす。

